

介護予防通所リハビリテーション

及び通所リハビリテーション重要事項説明書

介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション（以下当施設サービスと
言い換えます）の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号に基づいて、当事業者が利用
者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体の説明）

事業者の名称	医療法人 明心会
主たる事業所の所在地	岩手県盛岡市山岸3-2-1山岸中央ビル
代表者名	原田 達男
電話番号	019-681-1177

〔法人施設・事業〕

介護保険事業	医療法人明心会 原田内科脳神経機能クリニック 通所リハビリテーション
医療保険事業	医療法人明心会 原田内科脳神経機能クリニック
委託事業	なし
その他事業	なし

2. 事業所の概要

（原田内科脳神経機能クリニック通所リハビリテーションについての説明）

事業所の名称	医療法人明心会 原田内科脳神経機能クリニック 通所リハビリテーション
指定番号	0310117643
所在地	岩手県盛岡市山岸3-2-1山岸中央ビル
電話番号	019-681-1177
建物及び居室	専有スペース

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある介護保険利用者に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的にする。
運営の方針	通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・相談援助の提供・介護方法・機器の紹介などを行う。

4. 利用定員

当施設サービスの利用定員は、1単位10名と定めています。また利用時間は以下の単位ごとの時間帯となります。

- ・ 1単位目 9：00 ～ 10：30／最大10名
- ・ 2単位目 10：40 ～ 12：10／最大10名
- ・ 3単位目 14：00 ～ 15：30／最大10名

5. 事業所の職員体制

当施設サービスの従事者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職員については法令の定める通りです。

職種	人員
医師	1名
講習を受けた看護職員または理学療法士	1名以上
事務職員	1名

6. 営業時間

営業日	火曜日 ～ 土曜日	休業日	日曜、月曜、祝日
営業時間	9：00 ～ 17：00		

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで要支援1～2または要介護1～5に認定された方。

8. 利用料：総単位数×1割・2割・3割＝自己負担額

①－1：要支援1・2の場合の利用料金 ＝ 月の自己負担額

介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
要支援1	2,268単位	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228単位	4,228円	8,456円	12,684円

・利用開始の属する月から12ヵ月超

厚生労働省への情報提供（LIFE）と定期的なリハビリテーション会議の開催

上記を満たさない場合

介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
要支援1	120単位	-120円	-240円	-360円
要支援2	240単位	-240円	-480円	-720円

①－2：要介護1～5の場合の利用料金 ＝ 1日につき

介護度	1時間 ～ 2時間 利用			
	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
要介護1	369単位	369円	738円	1,107円
要介護2	398単位	398円	796円	1,194円
要介護3	429単位	429円	858円	1,287円
要介護4	458単位	458円	916円	1,374円
要介護5	491単位	491円	982円	1,473円

送迎減算（送迎を行わない場合） 片道	-47単位
--------------------	-------

①－３：その他費用

- ・日常生活上かかる費用及び利用時間に介護にかかった費用
(レクリエーション費用、おむつ代など) 実費

9. 介護予防通所リハビリテーションサービス及び通所リハビリテーションサービス

- ①当事業所では、上記サービスの提供にあたる医師などの従業者が連携して、診療又は運動機能検査等をもとに利用者の心身の状況、利用者のご希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション計画書を作成します。
- ②この計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③要支援状態または要介護状態の軽減・維持または悪化の防止を目的に、適切なサービスを提供します。
- ④サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。
- ⑤常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- ⑥当事業所では個別リハビリテーションを行う際には担当の医師、理学療法士等が話し合い、リハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等の必要な訓練を行います。

11. 事故発生時の対応

当施設サービスの提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また、必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ再発防止に向けた対応を行います。

1 2. 施設利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項は以下の通りとします。

- ・敷地内は禁煙とします。
- ・ライター・マッチ及びこれらに準ずる火気の持ち込みは禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用してください。これに反した利用による破損等は利用者に弁償義務が生じます。
- ・利用者が持ち込んだ所持品・備品・金銭および貴重品の管理は利用者が責任をもって行うものとし、これら物品の破損・滅失・盗難について、事業者は責を負いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。迷惑行為か否かの判断は事業者が行い、利用者は事業者からの注意や勧告に従う必要があります。
- ・事業者の事前承諾や特段の事情がない限り、利用時間帯以外での長時間滞留や目的外使用は禁止します。

1 3. 個人情報の保護

当事業所とその職員は、個人情報保護法に基づき、又、個人情報保護方針（別紙1）及び、個人情報の利用目的（別紙2）の定めにより、適切に取り扱います。

1 4. 苦情窓口相談

- ・原田内科脳神経機能クリニック 通所リハビリテーション
電話：019-681-1177
- ・盛岡介護保険課事業指定係 電話：019-626-7562
- ・岩手県国保連合会保険介護課 電話：019-604-6700

(別紙1)

原田内科脳神経機能クリニック通所リハビリテーション

個人情報保護方針

当施設は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。よって、個人情報保護に関する方針を以下のとおりに定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護する体制を擁立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供について、細心の注意を払い取り扱うものとします。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報紛失、破損、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

本人（利用者様）および家族等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合は、確認の上適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報体制を適切に継続するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6. 問い合わせの窓口

個人情報保護方針に関するお問い合わせは以下をご利用ください

原田内科脳神経機能クリニック通所リハビリテーション 電話 019-681-1177

(別紙2)

個人情報の利用目的

原田内科脳神経機能クリニックでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、利用目的を下記のとおり定めます。あらかじめ、利用者本人、及び家族等の同意を得ないで必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔施設内部での利用〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報を伴う利用目的〕

- ①当施設が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・利用者保護のための公的機関等への問合せ・照会及び回答
- ②介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等